

「証券保管振替機関の株式会社化に関する専門部会」(第3回)議事要旨

【開催日時】 平成13年9月6日(木) 午後3時~5時

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 ○ 証券保管振替機関の株式会社化の検討について

- (1) 財団の残余財産の処分
- (2) 事業計画、収支見直し
- (3) 取締役会等の構成

【議事要旨】

- 事務局より、証券保管振替機関の株式会社化に係る各検討項目の内容について説明を行った。併せて、シェルパ会議における主な意見等、論点整理について説明を行い、審議した結果、以下の内容について概ね合意が得られた。

項目	主な内容
(1) 財団の残余財産の処分	<p>財団の残余財産については、金融・証券等の公益的な団体に帰属させる方向で検討すべきである。</p> <p>財団の残余財産を国庫に帰属させることについては、出捐者の意図に反する措置であり、受け入れ難い。</p> <p>(検討の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新会社にも公益性・公共性が求められているのであるから、そこに残余財産を寄付することも民法の趣旨に適合すると考えることができるのではないかとこの意見があった。</li><li>・ 残余財産を帰属させる先として、趣旨に合う事業に使われることが大事であると考え、法律的な解釈の余地、寄付行為の変更の可否 並びに 類似の目的を有する団体の範囲や国庫を介する出資の可能性等様々な角度から再度調査、確認して貰いたいとの意見があった。</li></ul>
(2) 事業計画、収支見直し	<p>導入が予定される事業や証券市場の状況、安定配当の必要性等を総合的に勘案しつつ、原則として収支均衡で運営するものとし、必要に応じて手数料体系の見直しや料率の上げ下げを行うなどの措置を講じることとする。</p> <p>(検討の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新会社は収支均衡を原則とするため、通常の事業会社のような利益目標を設定することはできない。経営モラルの向上、海外の同様の機関との国際的な競争力という観点からも、費用や手数料率の削減等の経営目標を立てて努力していく必要がある。</li></ul>

<p>(3) 取締役会等の構成</p> <p>取締役</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新会社が行う業務として、国債の清算に関しては、「照合機能」の部分（新セトルメントの手前）で会社は何らかの役割を果たせないか検討してもらいたいとの意見があった。</li> <li>・ ユ - ザ - 側の投資計画もあり、DVP等のシステム実現時期を早期に提示してもらいたいとの意見があった。</li> </ul> <p>原則として 参加者代表の取締役については、利用度合いと出資比率を基本として、各業界のバランスのとれた構成とする、 人数については常勤、非常勤（参加者代表及び参加者代表以外）を含めて、全体で概ね15名程度とする、 常勤は3名程度、非常勤は12名程度とし、うち、参加者代表は10名程度、残り2名程度は公共性、公益性の意味合いの下に学識経験者等から選出する、 参加者代表は利用度合いを基にした業界としての人数枠を定め、出資比率に見合った人数を選出する。</p> <p>参加者代表の非常勤役員となる者の社内での地位については、原則として取締役クラスとすることが適当である。</p> <p>(検討の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各業界からの取締役選出基準等については、全体の議論の進展と併せ、引き続き検討を重ねることとしたい。</li> <li>・ 業界としての利用度合いに見合った出資がなされなかった場合の取扱いについては、出資等が固まったところで議論することとしてはどうかとの意見があった。</li> </ul>
<p>監査役</p>	<p>常勤監査役1名程度、非常勤監査役2名程度の計3名程度とする。</p> <p>参加者代表の非常勤監査役となる者の社内での地位については、取締役と同様、原則として取締役クラスとすることが適当である。</p>
<p>委員会</p>	<p>取締役会等会社の機関とは別に、参加者の意見を会社の業務運営に反映させるための仕組みとして委員会（例えば、新規業務委員会）を設けることとするが、具体的な内容については新会社において検討することとする。また、取締役会の諮問機関として、経営諮問委員会の設置の可否についても新会社において検討することとする。</p> <p>(検討の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会には、実務者の意見を反映する場として、課長・次長クラスが参加するものが必要であるとの意見があった。</li> <li>・ 経営諮問委員会については、会社経営の基本方針、保振制度の運営等についての政策的助言を得る機能のほかにも、特定個社（業界）への利益誘導に対する監視機能、業界参加者の少数意見を取り上げる機能を期待する意見があった。</li> <li>・ 一方、経営諮問委員会については、位置付けを明確にすべきである。 社外取締役を含めた取締役会がそれらの機能を適切に担う訳であるから、できるだけコストをかけずに適正な業務運営を目指す観点から、機能が重複する組織は避ける方向で考えるべきであるとの意見があった。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営諮問委員会の設置の要否については、社外取締役を含めた取締役会によるガバナンスとの関係になるが、いずれにしろ透明性が確保される配慮が必要であるとの意見があった。</li><li>・ D T Cにおける「報酬委員会」のような評価システムが必要ではないかという意見もあった。</li></ul>
--	--

【今後の予定】

次回会合はシェルパ会議において資料等を整備し、9月後半に開催することとした。

以 上

問い合わせ先

日本証券業協会 市場部

TEL : 03-3667-8516、3667-8456

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。